

## 監査委員告示第 5 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定により実施した、令和2年度定期監査の結果(後期)に基づく措置状況調査表を公表します。

令和 3年 5月13日

志摩市監査委員 中島 郁弘

志摩市監査委員 中村 孝司

### 令和2年度定期監査結果(後期)に基づく措置状況調査表

#### 1. 公表事項

令和2年度定期監査結果(後期)に基づき取り組んだ状況(講じた措置)の措置状況調査表

#### 2. 公表内容

地方自治法(昭和22年法律第67号)199条第1項、第4項の規定に基づき、令和2年度に実施した定期監査について、市長等からその結果について取り組んだ状況(講じた措置)が通知されたので、その状況を同条第12項の規定により、監査区分別、措置区分別に集計した措置状況調査表を公表します。

#### 3. 取組みの状況(講じた措置)

令和2年度定期監査結果(後期)に基づき、監査委員が指摘した件数は14件で、「措置済み」は11件(78.6%)、「実施中」は3件(21.5%)となっています。

指摘した件を監査区分別で見ると、注意事項13件、意見1件となっています。また、措置区分別に見ると注意事項では「措置済み」11件、「実施中」2件となっています。意見では「実施中」1件となっています。

令和2年度定期監査結果(後期)に基づき講じた措置状況調査集計結果

措置区分 監査区分	集計結果		結 果 の 内 訳							
			1(措置済み)		2(実施中)		3(検討中)		4(未措置)	
	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比	結果	構成比
1(指摘事項)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2(注意事項)	13	92.9	11	84.6	2	15.4	0	0.0	0	0.0
3(検討事項)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4(意見)	1	7.1	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
計	14	100.0	11	78.6	3	21.5	0	0.0	0	0.0

(監査区分)

- 1) 指摘事項：①法令違反  
②予算の目的に反していると認められるもの  
③不経済な行為が生じていると認められるもの  
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 注意事項：「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3) 検討事項：一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 意見：組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

(措置区分)

- 1) 措置済み：すでに改善、是正又は見直しを終えたもの
- 2) 実施中：引き続き、改善、是正又は見直しを実施中のもの
- 3) 検討中：現在、改善、是正又は見直しを検討中のもの
- 4) 未措置：措置がまったくされていないもの